

障害者の移動に関する事業の見直しに向けた取組について

障害者の移動に関する事業の見直しに向けて、区は、関係団体・事業者等に対して5項目の「見直しの視点」を提示し、幅広く意見聴取を実施してきました。その上で、事業者の実施体制、様々なニーズ及び新たな経費などについて、利用者・介護者・支援者等と一緒に考え、意見やアイデアを出し合い、より実効性のあるものにしていくため、意見交換会を実施したところです。

この間の区の取組状況について、以下のとおり報告します。

1 関係団体等からの意見聴取

- (1)実施時期 令和2年1月～5月
- (2)主な意見の概要 別紙のとおり

2 意見交換会の実施

- (1)日 程 7月27日、28日及び29日
- (2)参加者数 延べ104名
- (3)実施方法

関係団体等から聴取した主な意見の説明と質疑・応答を行った後、以下の考え方のポイントに沿って意見交換を実施（グループワーク及び全体共有）

- サービスの拡充と事業費増大のバランス
- 見直しの実現に向け何からどう進めるか

(4)主な意見交換の概要

- 意見交換では、次の3つの点について多くの意見が寄せられた。

- ① 余暇活動の支援については、多様化した障害者の生活実態に即した支援ができるように見直すことが重要である。
- ② 学校、通所施設等が唯一の社会参加の場となっている障害者もいるので、まずは通学・通所という社会生活上必要不可欠な外出支援を充実してほしい。
- ③ 見直しにあたっては、対応できるガイドヘルパーがいないと実現に至らないので、早急な事業者支援の充実を求める。

- また、福祉タクシー事業、リフト付タクシー事業、燃料費助成事業については、財源にとらわれない事業の拡充を求める意見がある一方で、所得制限の導入や支給量の見直しの必要性に理解を示す意見が出された。

3 今後の予定

意見交換会で交わされた意見を踏まえて今年度中に見直し内容を決定し、速やかに関係団体及び利用者等への周知を図る。

見直しの視点	現状等（主なもの）	関係団体等から聴取した主な意見
運用方法 (移動支援事業)	<p><支援内容> 余暇活動等（社会生活上必要不可欠なもの及び余暇活動）の外出の際にガイドヘルパーを派遣する。所得により自己負担あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として自宅を発着地点とする場合に利用を認めている。 ○ 水泳プール等、ヘルパーとのスポーツ活動は対象となっていない。 <p><支給時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 余暇活動等を目的とする利用については、月単位で支給量基準を設けている。（18歳以上 50時間/月、中学生以上 30時間/月、小学校4年生以上 15時間/月。原則小学校4年生以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者は切り替えが難しく、一度帰宅すると再度出掛けることが難しいので、自宅を起点とする支援方法を見直してほしい。 ○ 水泳プール内での活動についても利用を認めてほしい。 ○ ショートステイ先から通所先への利用も認めてほしい。 ○ 夏休みなどの長期休みは、余暇移動支援を使う機会が多く、平準化するためにも、月単位ではなく、年単位でまとめて時間数を支給してほしい。 ○ 小学生になったら、ヘルパーの同行により外出することに慣れる必要があることから、対象年齢を見直してほしい。
事業者支援 (移動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託料の見直しを10年間以上行っていない。 ○ ガイドヘルパー不足により、利用できない場合がある。 ○ 重度の障害者に対応できるガイドヘルパーが少ない。 ○ ガイドヘルパー1人に対し利用者1人の支援を原則としている。また、車両による支援は対象としていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ベテランのヘルパーがやめないよう委託料を見直してほしい。 ○ 専門性や手厚い支援を加算等で評価してほしい。 ○ 重度化している障害者に対応できるよう、新たな人材確保・育成策を実施してほしい。 ○ グループ支援や車両移送等、支援方法を多様化してほしい。
支給決定方法 (移動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外での移動に困難な状況という支給の判断基準は、障害の等級、一定の症状などを基本に行っている。 ○ 視覚障害者は、原則として障害福祉サービスである「同行援護サービス」の利用に限定している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家にこもりがちな精神障害者が外に出る勇気を抱いて回復への道を歩めるようにしてほしい。 ○ 下肢が全廃でも、上肢が使える人や片マヒの人は対象外となっているが、1人で外出できない場合もあるので対象してほしい。 ○ 同行援護を利用できない通所に、移動支援が受けられるようにしてほしい。
余暇活動以外の支援 (移動支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学や通所などの通年かつ長期にわたる利用は原則として対象としていない。ただし、本人や世帯の状況により、特例的に審査の上、通学・通所とも1回原則30分以内、あわせて通所は3箇月以内の訓練に限定し、余暇活動等に係る支給時間とは別に追加で支給している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援学級のある学校が学区域にない場合、子どもの特性により30分では到達できないケースが多くあるため、通学・通所は片道30分以内でなく通学・通所に要する時間分を支給してほしい。 ○ 機能低下等によって就労継続支援B型施設への通所が困難となった場合の利用も認めてほしい。 ○ 医療的ケアの必要な児童は、親一人で移動の介助をすることは困難であるため、通学のための利用も認めてほしい。

<p>移動に関する事業の総合的な視点</p> <p>(福祉タクシー事業、リフト付タクシー事業、燃料費助成事業)</p>	<p><福祉タクシー事業></p> <p>歩行困難な心身障害者(身体障害者手帳・愛の手帳所持者、以下同じ)に対し、区と協定したタクシーの利用ができる福祉タクシー利用券を、申請により1箇月5,300円分を交付</p> <p><リフト付タクシー事業></p> <p>歩行困難な心身障害者が、区と協定した事業者が運行するリフト付タクシーを利用する場合、予約料・迎車料及びストレッチャー使用料を助成</p> <p><燃料費助成事業></p> <p>心身障害者のために使用する自動車の燃料費について、月62リットルを限度に1リットルにつき50円(軽油は30円)を助成</p> <p>○いずれの事業も、手帳等級以外の支給制限事項はない。</p>	<p>○所得制限の導入、交付金額等の見直しなどの具体策については賛成、反対の双方の意見があった。</p> <p>○見直しが、単なる削減でなく、必要な人に必要な支援ができる発展的な見直しとしてほしい。</p> <p>○見直しにあたっては、障害特性や家族状況など、丁寧な対応をしてほしい。</p> <p>○精神障害者など対象を見直してほしい。</p> <p>○初乗料金改定後の券種追加など、利用しやすい金種にしてほしい。(福祉タクシー事業)</p> <p>○タクシー券は年により余ることもある。有効期間を延ばしてほしい。(福祉タクシー事業)</p>
---	--	--